

使用料・手数料に関する設定基準

令和元年 11 月

枚 方 市

< 目 次 >

1. 設定基準の趣旨	1
2. 設定基準の内容	1
【使用料】	
(1) 対象とする使用料	1
(2) 使用料の算出の考え方	1
(3) 使用料の計算方法	3
【手数料】	
(1) 対象とする手数料	4
(2) 手数料の算出の考え方	4
(3) 手数料の計算方法	4
3. 使用料・手数料の改定に係る取り扱い	5

1. 設定基準の趣旨

本市では、健全な行財政運営に向けた取り組みの中で、歳入の確保や受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料や手数料の改定等を行ってきました。こうした取り組みにおいては、その算出方法などについての統一した基準がなく、各施設の設置趣旨や管理運営内容、また、提供する各種サービスの内容等を踏まえるとともに、類似の施設使用料や事務手数料、他市町村の状況を参考にするなど、個々に使用料や手数料を設定してきたところです。

今般、このような状況を踏まえ、新行政改革実施プランの課題「No.1 使用料・手数料の見直し」に係る取り組みとして、受益と負担の公平性の確保及び明確化を図るための「使用料・手数料に関する設定基準」を策定するものです。

2. 設定基準の内容

【使用料】

(1) 対象とする使用料

地方自治法第225条（使用料の徴収）に基づき徴収する公の施設の使用料

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

*対象外とする施設

○法律の定めにより使用料を徴収できない施設 — 例) 小中学校、図書館

○算定方法や受益者負担の基準が政令等で定められている施設

— 例) 市営住宅、保育所

○地方公営企業法を適用し、独立採算をめざす施設

— 例) 上下水道施設、病院施設

(2) 使用料の算出の考え方

公の施設の使用料は、その施設を利用する対価として徴収するものであり、施設の管理運営に係る費用負担については、利用する者と利用しない者との受益と負担の公平性の観点を考慮し、設定する必要があります。

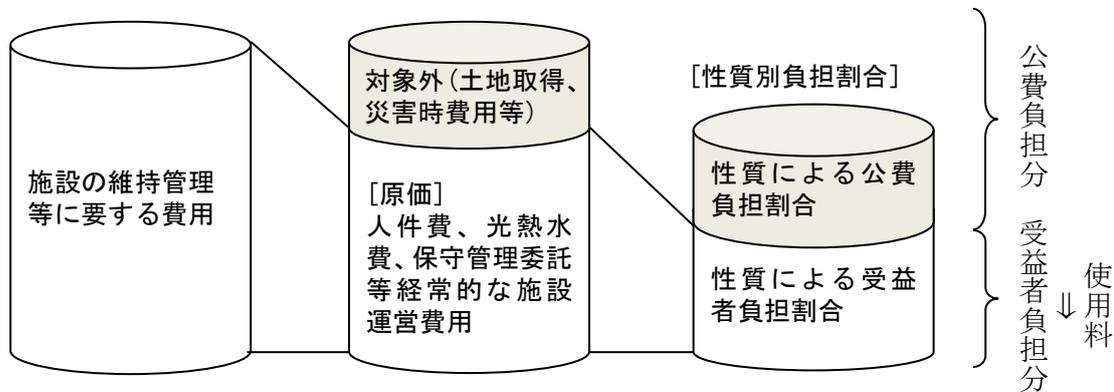
こうしたことから、当該施設の管理運営に係る総費用から、施設利用者に負担を求めべき費用（受付事務等に係る人件費、光熱水費や保守管理委託費等に係る物件費、減価償却費）を抽出した額を「原価」とし、「原価」を元に、施設の利用形態等に応じて1㎡当たり、または、1人当たりの単価を算出します。

また、公の施設には、必需性の高い施設だけでなく、民間においても同様のサービスを提供しており市場性が高いと考えられる施設など、多様な施設があります。そのため、施設使用料の基準を設定するに際して、各施設の性質等に応じて公費負担分と受益者負担分に係る「性質別負担割合」を設定します。

施設使用料は、こうした「原価」と「性質別負担割合」を勘案し、算出するものとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合}$$

<施設使用料の算出イメージ>



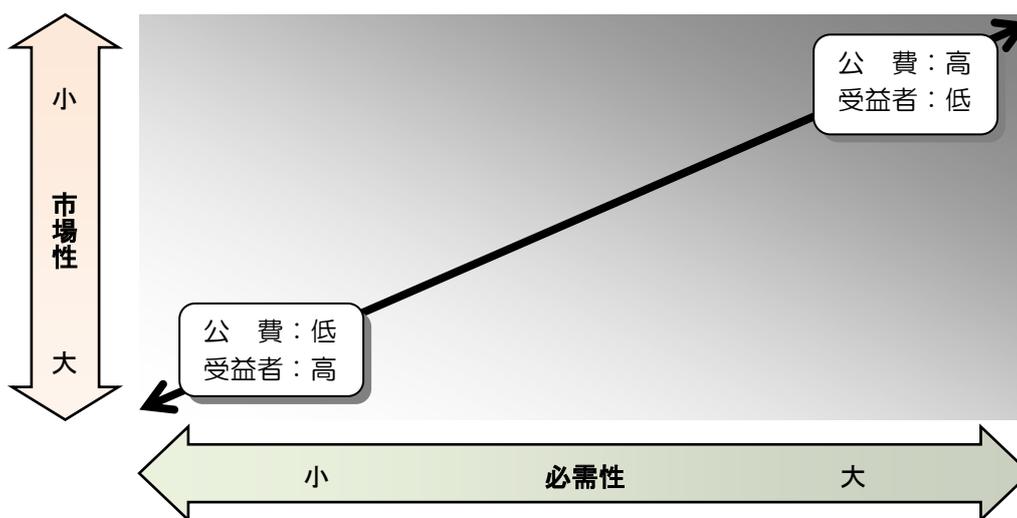
【原価】

人件費	施設の受付、使用許可、使用料の徴収、施設の保守管理委託契約に係る事務等
物件費等	光熱水費、保守管理委託費、維持補修費、減価償却費等

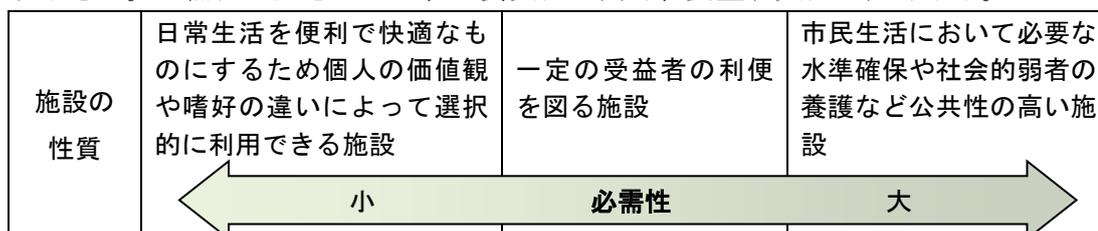
※施設に係る土地取得費用、災害等により要した費用等の市が本来的に負担すべき費用、また、イベント費用など一時的・臨時的に要した費用は原価に算入しないものとします。

※減価償却費については、当該施設の使用料を充てるべきもの（受益者負担）との考えから、維持管理費とともに、原価に算入するものとします。

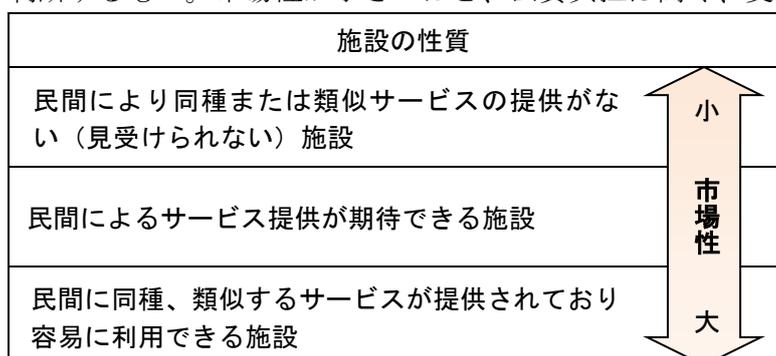
【性質別負担割合】



- 「必需性」とは、提供されるサービスが日常生活のうえで必需的か選択的かを判断するもの。必需性が大きいほど、公費負担は高く、受益者負担は低くなる。



- 「市場性」とは、同種・類似のサービスが民間でも提供されるサービスかどうかを判断するもの。市場性が小さいほど、公費負担は高く、受益者負担は低くなる。



(3) 使用料の計算方法

① 貸室等の使用料

貸室（会議室、ホール）など、一定のスペースを占有して使用する場合の使用料は、次の手順により「c：1室当たりの使用料」を算出します。

【算出例】

$$a: 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \text{原価} \div \text{年間開館時間} \div \text{延床面積}$$

↓

$$b: 1 \text{ 室当たりの原価} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} \times (\text{貸室面積} + \text{共用面積按分}) \times \text{使用時間}$$

↓

$$c: 1 \text{ 室当たりの使用料} = 1 \text{ 室当たりの原価} \times \text{性質別負担割合}$$

② 個人利用施設等の使用料

プールなど、不特定多数の個人が同時に利用する場合の使用料は、次の手順により「b：1人当たりの使用料」を算出します。

【算出例】

$$a: 1 \text{ 人当たりの原価} = \text{原価} \div \text{年間受益者（利用者）数}$$

↓

$$b: 1 \text{ 人当たりの使用料} = 1 \text{ 人当たりの原価} \times \text{性質別負担割合}$$

【手数料】

(1) 対象とする手数料

地方自治法第227条（手数料の徴収）に基づき徴収する事務の手数料

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

*対象外とする事務

- 算定方法や受益者負担の基準が政令等で定められている事務
 - － 例) 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料
- 府内、北河内等で料金を統一している事務
 - － 例) 計量手数料
- 地方公営企業法を適用し、独立採算をめざす事業に係る事務
 - － 例) 上下水道事業、病院事業

(2) 手数料の算出の考え方

手数料は、特定の者のために提供するサービスの対価として徴収するものです。

こうしたことから、手数料は、当該事務に係る費用（人件費、需用費、機器のリース料や保守管理委託の物件費等）を「原価」として算出するものとします。

手数料 = 原価

【原価】

人件費	受付（受付、審査、台帳記入等）、調査（現場調査、審査等）、処理（起案、証明書等作成等）、交付（交付、手数料徴収等）等
物件費等	用紙代、機器のリース料や保守管理委託等

(3) 手数料の計算方法

手数料は、次の手順により、1件当たりの事務処理時間による人件費と物件費等必要経費を合算して算出します。

【算出例】

$$a: 1 \text{ 件当たりの原価} = \text{時間当たり人件費} \times \text{事務処理時間} \\ + \text{物件費等必要経費} \div \text{年間処理件数}$$

↓

$$b: 1 \text{ 件当たりの手数料} = 1 \text{ 件当たりの原価}$$

3. 使用料・手数料の改定に係る取り扱い

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や利用者数の推移などの施設の運営状況、法律の改正などの動向により変動していきます。こうしたことから、使用料・手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、受益と負担の公平性の確保の観点から大規模修繕や法律改正等で施設や事務の取り巻く環境に変化がある場合には、必要に応じ検証し、改定を行うものとしします。

なお、改定に当たっては、以下の点を踏まえるものとしします。

① 激変緩和措置

改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合は、利用者等に過度の負担が生じることが考えられることから、改定に係る限度額を設けるものとしします。

② 減額・免除の取り扱い

使用料・手数料については、特例的な措置として慎重に検討した上で減額・免除要件を設定し適正に運用するものとしします。

③ 類似施設等における均衡

改定後の使用料・手数料が、周辺自治体等の類似施設の使用料や類似事務の手数料と比べ均衡を欠く場合は、適正な使用料・手数料とするため、必要に応じ、改定額を調整するものとしします。

④ 市民以外の利用にかかる設定

使用料については、各施設の利用状況等を踏まえ、必要に応じ、市民以外の利用について割増設定を行うことを検討するものとしします。

⑤ その他個別事由による調整

使用料・手数料については、各施設や手数料事務の特性及び現状を踏まえ、必要に応じ、個別の調整を行うものとしします。